新しい学習指導要領

生きる力

学びの、その先へ

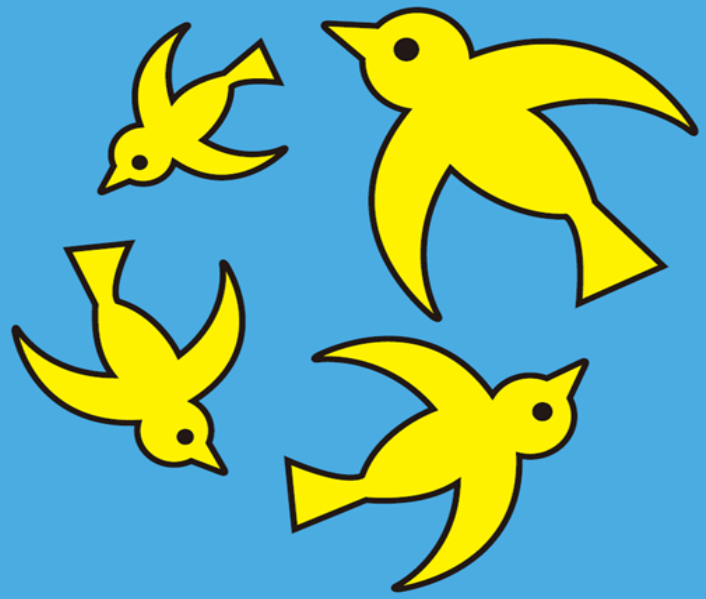

教育課程の最近の動向について

文部科学省初等中等教育局教育課程課

文部科学省

1．新学習指導要領について

学習指導要領改訂に関するスケジュール

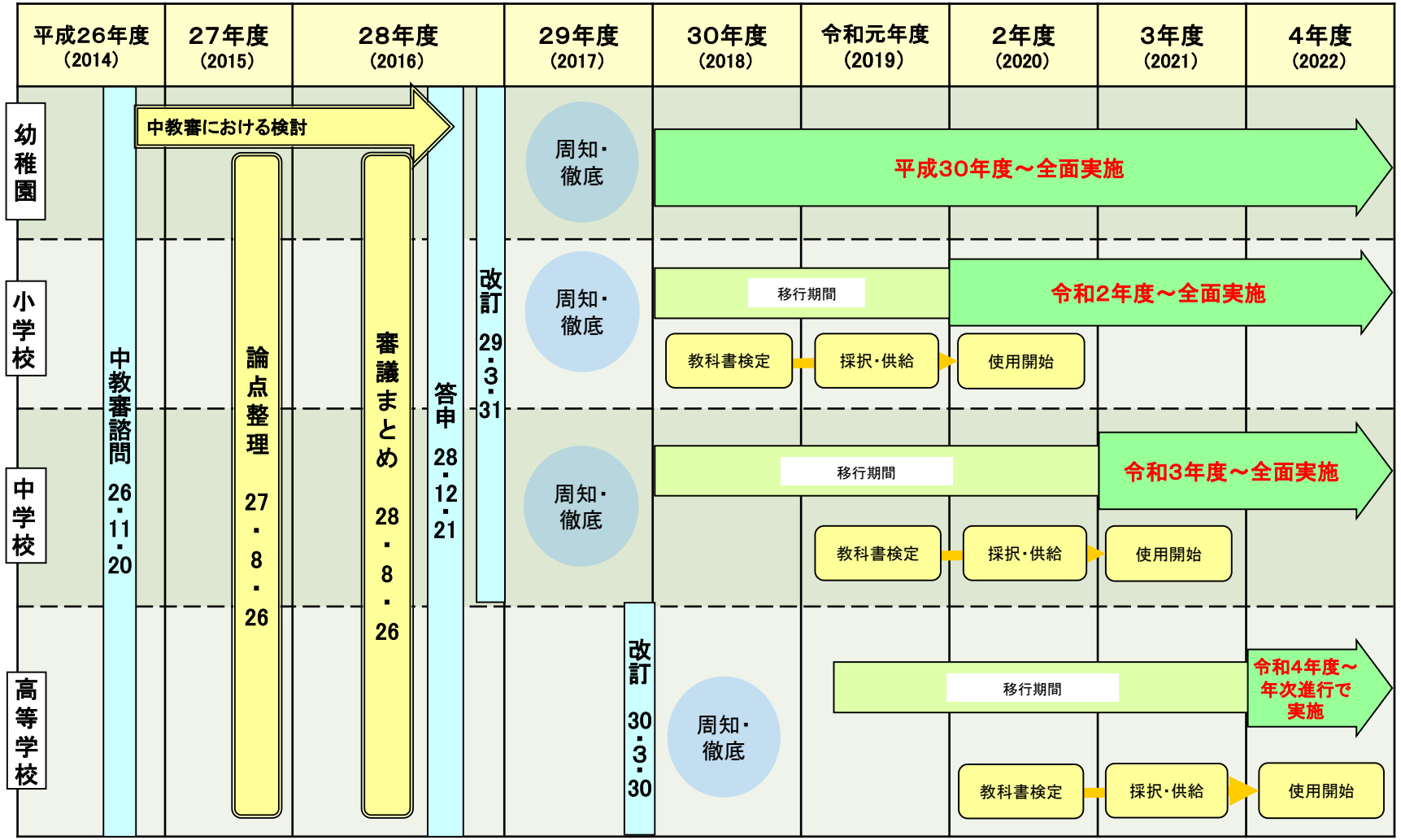

特別支援学校学習指導要領（幼稚部及び小学部・中学部）についても，平成29年４月28日に改訂告示を公示。
特別支援学校学習指導要領（高等部）は，平成31年２月４日に改訂告示を公示。

今回の改訂と社会の構造的変化
－社会に開かれた教育課程の実現－

学習指導要領改訂の考え方

新しい時代に必要となる資質･能力の育成と，学習評価の充実

学びを人生や社会に生かそうとする
学びに向かう力・人間性等の涵養

生きて働く**知識・技能**の習得

未知の状況にも対応できる
思考力・判断力・表現力等の育成

何ができるようになるか

よりよい学校教育を通じてよりよい社会を創るという目標を共有し，
社会と連携･協働しながら，未来の創り手となるために必要な資質・能力を育む
「社会に開かれた教育課程」の実現
各学校における**「カリキュラム･マネジメント」**の実現

何を学ぶか

新しい時代に必要となる資質･能力を踏まえた教科･科目等の新設や目標･内容の見直し

小学校の外国語教育の教科化，高校の新科目「公共」の新設など

各教科等で育む資質･能力を明確化し，目標や内容を構造的に示す

学習内容の削減は行わない※

どのように学ぶか

主体的･対話的で深い学び（「アクティブ・ラーニング」）の視点からの学習過程の改善

生きて働く知識･技能の習得など，新しい時代に求められる資質･能力を育成

知識の量を削減せず，質の高い理解を図るための学習過程の質的改善

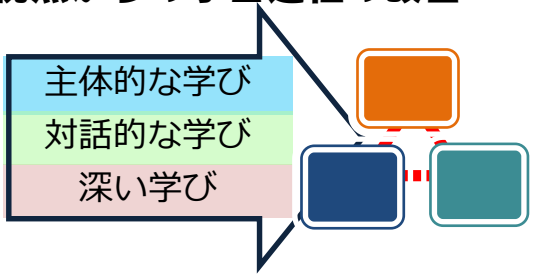

※高校教育については，些末な事実的知識の暗記が大学入学者選抜で問われることが課題になっており，そうした点を克服するため，重要用語の整理等を含めた高大接続改革等を進める。

これからの教育課程の理念

よりよい学校教育を通じてよりよい社会を創るという目標を学校と社会とが共有し、それぞれの学校において、必要な教育内容をどのように学び、どのような資質・能力を身に付けられるようにするのかを明確にしながら、社会との連携・協働によりその実現を図っていく。

＜社会に開かれた教育課程＞

① **社会や世界の状況を幅広く視野に入れ、**よりよい学校教育を通じてよりよい社会を創るという目標を持ち、**教育課程を介してその目標を社会と共有**していくこと。

② これからの社会を創り出していく子供たちが、**社会や世界に向き合い関わり合い、自分の人生を切り拓いていくために求められる資質・能力とは何かを、教育課程において明確化し育んで**いくこと。

③ 教育課程の実施に当たって、地域の人的・物的資源を活用したり、放課後や土曜日等を活用した社会教育との連携を図ったりし、**学校教育を学校内に閉じずに、その目指すところを社会と共有・連携しながら実現**させること。

カリキュラム・マネジメントの3つの側面

カリキュラム・マネジメントには以下の3つの側面がある。

平成29年改訂小学校学習指導要領　総則

第１　小学校教育の基本と教育課程の役割

４　各学校においては，児童や学校，地域の実態を適切に把握し，
①教育の目的や目標の実現に必要な教育の内容等を教科等横断的な視点で組み立てていくこと，
②教育課程の実施状況を評価してその改善を図っていくこと，
③教育課程の実施に必要な人的又は物的な体制を確保するとともにその改善を図っていくこと
などを通して，教育課程に基づき組織的かつ計画的に各学校の教育活動の質の向上を図っていくこと（以下「カリキュラム・マネジメント」という。）に努めるものとする。

※平成29年改訂中学校学習指導要領第１章総則、平成30年改訂高等学校学習指導要領第１章総則にも同旨
※①②③は本資料において追記（原典に記載なし）

何ができるようになるか
ー育成を目指す資質・能力ー

育成すべき資質･能力の三つの柱

学習する子供の視点に立ち，育成を目指す資質･能力の要素を三つの柱で整理。

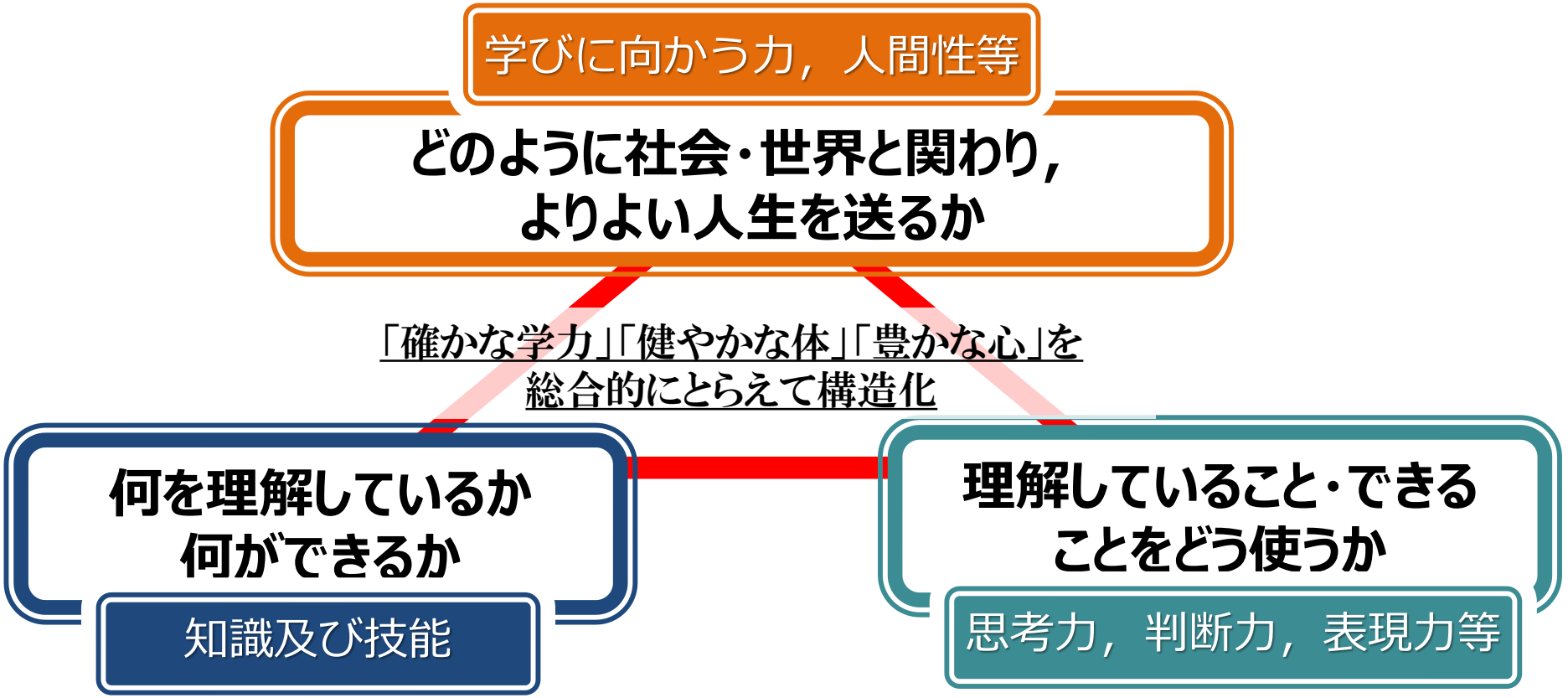

【参考】学校教育法第３０条第２項

生涯にわたり学習する基盤が培われるよう，基礎的な知識及び技能を習得させるとともに，これらを活用して課題を解決するために必要な思考力，判断力，表現力その他の能力をはぐくみ，主体的に学習に取り組む態度を養うことに，特に意を用いなければならない。

新学習指導要領における「目標」及び「内容」の構成

各教科等の「目標」「内容」の記述を，「知識及び技能」「思考力，判断力，表現力等」「学びに向かう力，人間性等」の資質・能力の3つの柱で再整理。

目　標

平成20年改訂小学校学習指導要領

第2章第1節　国　語
第1　目　標

国語を適切に表現し正確に理解する能力を育成し，伝え合う力を高めるとともに，思考力や想像力及び言語感覚を養い，国語に対する関心を深め国語を尊重する態度を育てる。

平成29年改訂小学校学習指導要領

第2章第1節　国　語
第1　目　標

言葉による見方・考え方を働かせ，言語活動を通して，国語で正確に理解し適切に表現する資質・能力を次のとおり育成することを目指す。

(1) 日常生活に必要な国語について，その特質を理解し適切に使うことができるようにする。【知識及び技能】

(2) 日常生活における人との関わりの中で伝え合う力を高め，思考力や想像力を養う。【思考力，判断力，表現力等】

(3) 言葉がもつよさを認識するとともに，言語感覚を養い，国語の大切さを自覚し，国語を尊重してその能力の向上を図る態度を養う。【学びに向かう力，人間性等】

内　容

平成20年改訂中学校学習指導要領

第2章第3節　数　学
第2　各学年の目標及び内容
〔第1学年〕
2　内　容
A　数と式

(1) 具体的な場面を通して正の数と負の数について理解し，その四則計算ができるようにするとともに，正の数と負の数を用いて表現し考察することができるようにする。

ア　正の数と負の数の必要性と意味を理解すること。

イ　小学校で学習した数の四則計算と関連付けて，正の数と負の数の四則計算の意味を理解すること。

ウ　正の数と負の数の四則計算をすること。

エ　具体的な場面で正の数と負の数を用いて表したり処理したりすること。

平成29年改訂中学校学習指導要領

第2章第3節　数　学
第2　各学年の目標及び内容
〔第1学年〕
2　内　容
A　数と式

(1) 正の数と負の数について，数学的活動を通して，次の事項を身に付けることができるよう指導する。

ア　次のような知識及び技能を身に付けること。【知識及び技能】

(ア) 正の数と負の数の必要性と意味を理解すること。

(イ) 正の数と負の数の四則計算をすること。

(ウ) 具体的な場面で正の数と負の数を用いて表したり処理したりすること。

イ　次のような思考力，判断力，表現力等を身に付けること。【思考力，判断力，表現力等】

(ア) 算数で学習した数の四則計算と関連付けて，正の数と負の数の四則計算の方法を考察し表現すること。

(イ) 正の数と負の数を具体的な場面で活用すること。

どのように学ぶか

ー主体的・対話的で深い学びの視点からの授業改善ー

主体的・対話的で深い学びの実現（「アクティブ・ラーニング」の視点からの授業改善）について（イメージ）

「主体的・対話的で深い学び」の視点に立った授業改善を行うことで，学校教育における質の高い学びを実現し，学習内容を深く理解し，資質・能力を身に付け，生涯にわたって能動的（アクティブ）に学び続けるようにする。

【主体的な学び】の視点

学ぶことに興味や関心を持ち，自己のキャリア形成の方向性と関連付けながら，見通しを持って粘り強く取り組み，自己の学習活動を振り返って次につなげる「主体的な学び」が実現できているか。

主体的な学び
対話的な学び
深い学び

学びを人生や社会に生かそうとする**学びに向かう力・人間性**等の涵養

生きて働く**知識・技能**の習得

未知の状況にも対応できる**思考力・判断力・表現力**等の育成

【対話的な学び】の視点

子供同士の協働，教職員や地域の人との対話，先哲の考え方を手掛かりに考えること等を通じ，自己の考えを広げ深める「対話的な学び」が実現できているか。

【深い学び】の視点

習得・活用・探究という学びの過程の中で，各教科等の特質に応じた「見方・考え方」を働かせながら，知識を相互に関連付けてより深く理解したり，情報を精査して考えを形成したり，問題を見いだして解決策を考えたり，思いや考えを基に創造したりすることに向かう「深い学び」が実現できているか。

何を学ぶか
―具体的な教育内容の改善・充実―

小・中学校学習指導要領　教育内容の主な改善事項①

言語能力の確実な育成

・発達の段階に応じた、語彙の確実な習得、意見と根拠、具体と抽象を押さえて考えるなど情報を正確に理解し適切に表現する力の育成（小中：国語）
・学習の基盤としての各教科等における言語活動（実験レポートの作成、立場や根拠を明確にして議論することなど）の充実（小中：総則、各教科等）

理数教育の充実

・前回改訂において２～３割程度授業時数を増加し充実させた内容を今回も維持した上で、日常生活等から問題を見いだす活動（小：算数、中：数学）や見通しをもった観察・実験（小中：理科）などの充実によりさらに学習の質を向上
・必要なデータを収集・分析し、その傾向を踏まえて課題を解決するための統計教育の充実（小：算数、中：数学）、自然災害に関する内容の充実（小中：理科）

伝統や文化に関する教育の充実

・古典など我が国の言語文化（小中：国語）、県内の主な文化財や年中行事の理解（小：社会）、我が国や郷土の音楽、和楽器（小中：音楽）、 武道（中：保健体育）、和食や和服（小：家庭、中：技術・家庭）などの指導の充実

小・中学校学習指導要領　教育内容の主な改善事項②

体験活動の充実

・生命の有限性や自然の大切さ、挑戦や他者との協働の重要性を実感するための体験活動の充実（小中：総則）、自然の中での集団宿泊体験活動や職場体験の重視（小中：特別活動等）

外国語教育の充実

・統合的な言語活動を通して「聞くこと」「読むこと」「話すこと［やり取り・発表］」「書くこと」の力を・小学校において、中学年で「外国語活動」を、高学年で「外国語科」を導入

※小学校の外国語教育の充実に当たっては、新教材の整備、教員の養成・採用・研修の一体的な改善、専科指導の充実、外部人材の活用などの条件整備を行い支援

・小・中・高等学校一貫した学びを重視し、外国語能力の向上を図る目標を設定するとともに、国語教育との連携を図り日本語の特徴や言語の豊かさに気付く指導の充実

情報活用能力（プログラミング教育を含む）

・コンピュータ等を活用した学習活動の充実（各教科等）

・コンピュータでの文字入力等の習得、プログラミング的思考の育成（小：総則、各教科等（算数、理科、総合的な学習の時間など））

小・中学校学習指導要領　教育内容の主な改善事項③

現代的諸課題への対応

- 市区町村による公共施設の整備や租税の役割の理解（小：社会）、国民としての政治への関わり方について自分の考えをまとめる（小：社会）、民主政治の推進と公正な世論の形成や国民の政治参加との関連についての考察（中：社会）、主体的な学級活動、児童会・生徒会活動（小中：特別活動）
- 少子高齢社会における社会保障の意義、仕事と生活の調和と労働保護立法、情報化による産業等の構造的な変化、起業、国連における持続可能な開発のための取組（中：社会）
- 売買契約の基礎（小：家庭）、計画的な金銭管理や消費者被害への対応（中：技術・家庭）
- 都道府県や自衛隊等国の機関による災害対応（小：社会）、自然災害に関する内容（小中：理科）
- オリンピック・パラリンピックの開催を手掛かりにした戦後の我が国の展開についての理解（小：社会）、オリンピック・パラリンピックに関連したフェアなプレイを大切にするなどスポーツの意義の理解（小：体育、中：保健体育）、障害者理解・心のバリアフリーのための交流（小中：総則、道徳、特別活動）
- 海洋に囲まれ多数の島からなる我が国の国土に関する指導の充実（小中：社会）
- 教育課程外の学校教育活動として教育課程との関連の留意、社会教育関係団体等との連携による持続可能な運営体制（中：総則）

小学校標準授業時数

〔平成29年告示〕

	1学年	2学年	3学年	4学年	5学年	6学年	計
国語	306	315	245	245	175	175	1461
社会	–	–	70	90	100	105	365
算数	136	175	175	175	175	175	1011
理科	–	–	90	105	105	105	405
生活	102	105	–	–	–	–	207
音楽	68	70	60	60	50	50	358
図画工作	68	70	60	60	50	50	358
家庭	–	–	–	–	60	55	115
体育	102	105	105	105	90	90	597
外国語	–	–	–	–	70	70	140
特別の教科 である道徳	34	35	35	35	35	35	209
外国語活動	–	–	35	35	–	–	70
総合的な 学習の時間	–	–	70	70	70	70	280
特別活動	34	35	35	35	35	35	209
合計	850	910	980	1015	1015	1015	5785

〔平成20年告示〕

	1学年	2学年	3学年	4学年	5学年	6学年	計
国語	306	315	245	245	175	175	1461
社会	–	–	70	90	100	105	365
算数	136	175	175	175	175	175	1011
理科	–	–	90	105	105	105	405
生活	102	105	–	–	–	–	207
音楽	68	70	60	60	50	50	358
図画工作	68	70	60	60	50	50	358
家庭	–	–	–	–	60	55	115
体育	102	105	105	105	90	90	597
道徳	34	35	35	35	35	35	209
外国語活動	–	–	–	–	35	35	70
総合的な 学習の時間	–	–	70	70	70	70	280
特別活動	34	35	35	35	35	35	209
合計	850	910	945	980	980	980	5645

中学校標準授業時数

〔平成29年告示〕

	1学年	2学年	3学年	計
国語	140	140	105	385
社会	105	105	140	350
数学	140	105	140	385
理科	105	140	140	385
音楽	45	35	35	115
美術	45	35	35	115
保健体育	105	105	105	315
技術・家庭	70	70	35	175
外国語	140	140	140	420
特別の教科 である道徳	35	35	35	105
総合的な 学習の時間	50	70	70	190
特別活動	35	35	35	105
合計	1015	1015	1015	3045

〔平成20年告示〕

	1学年	2学年	3学年	計
国語	140	140	105	385
社会	105	105	140	350
数学	140	105	140	385
理科	105	140	140	385
音楽	45	35	35	115
美術	45	35	35	115
保健体育	105	105	105	315
技術・家庭	70	70	35	175
外国語	140	140	140	420
道徳	35	35	35	105
総合的な 学習の時間	50	70	70	190
特別活動	35	35	35	105
合計	1015	1015	1015	3045

高等学校学習指導要領　教育内容の主な改善事項①

言語能力の確実な育成

・科目の特性に応じた語彙の確実な習得、主張と論拠の関係や推論の仕方など、情報を的確に理解し効果的に表現する力の育成（国語）
・学習の基盤としての各教科等における言語活動（自らの考えを表現して議論すること、観察や調査などの過程と結果を整理し報告書にまとめること　など）の充実（総則、各教科等）

理数教育の充実

・理数を学ぶことの有用性の実感や理数への関心を高める観点から、日常生活や社会との関連を重視（数学、理科）するとともに、見通しをもった観察、実験を行うことなどの科学的に探究する学習活動の充実（理科）などの充実により学習の質を向上
・必要なデータを収集・分析し、その傾向を踏まえて課題を解決するための統計教育を充実（数学）
・将来、学術研究を通じた知の創出をもたらすことができる創造性豊かな人材の育成を目指し、新たな探究的科目として、「理数探究基礎」及び「理数探究」を新設（理数）

伝統や文化に関する教育の充実

・我が国の言語文化に対する理解を深める学習の充実（国語「言語文化」「文学国語」「古典探究」）
・政治や経済、社会の変化との関係に着目した我が国の文化の特色（地理歴史）、我が国の先人の取組や知恵（公民）、武道の充実（保健体育）、和食、和服及び和室など、日本の伝統的な生活文化の継承・創造に関する内容の充実（家庭）

18

高等学校学習指導要領　教育内容の主な改善事項②

道徳教育の充実

・各学校において、校長のリーダーシップの下、道徳教育推進教師を中心に、全ての教師が協力して道徳教育を展開することを新たに規定（総則）
・公民の「公共」、「倫理」、特別活動が、人間としての在り方生き方に関する中核的な指導の場面であることを明記（総則）

外国語教育の充実

・統合的な言語活動を通して「聞くこと」「読むこと」「話すこと［やり取り・発表］」「書くこと」の力をバランスよく育成するための科目（「英語コミュニケーションⅠ、Ⅱ、Ⅲ」）や，発信力の強化に特化した科目を新設（「論理・表現Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ」）
・小・中・高等学校一貫した学びを重視して外国語能力の向上を図る目標を設定し、目的や場面、状況などに応じて外国語でコミュニケーションを図る力を着実に育成

職業教育の充実

・就業体験等を通じた望ましい勤労観、職業観の育成（総則）、職業人に求められる倫理観に関する指導（職業教育に関する各専門教科）
・地域や社会の発展を担う職業人を育成するため、社会や産業の変化の状況等を踏まえ、持続可能な社会の構築、情報化の一層の進展、グローバル化などへの対応の視点から各教科の教育内容を改善
・産業界で求められる人材を育成するため、「船舶工学」（工業）、「観光ビジネス」（商業）、「総合調理実習」（専門家庭）、「情報セキュリティ」（専門情報）、「メディアとサービス」（専門情報）を新設
※職業教育の充実に当たっては、必要な施設・設備の計画的な整備を促していく。

高等学校学習指導要領　教育内容の主な改善事項③

その他の重要事項

○初等中等教育の一貫した学びの充実

・必要な資質・能力を身に付けるため、中学校との円滑な接続や、高等学校卒業以降の教育や職業との円滑な接続について明記（総則）

○主権者教育、消費者教育、防災・安全教育などの充実

・政治参加と公正な世論の形成、政党政治や選挙、主権者としての政治参加の在り方についての考察（公民）、主体的なホームルーム活動、生徒会活動（特別活動）

・財政及び租税の役割、少子高齢社会における社会保障の充実・安定化、職業選択、起業、雇用と労働問題、仕事と生活の調和と労働保護立法、金融を通した経済活動の活性化、国連における持続可能な開発のための取組（公民）

・多様な契約、消費者の権利と責任、消費者保護の仕組み（公民、家庭）

・世界の自然災害や防災対策（地理歴史）、防災と安全・安心な社会の実現（公民）、安全・防災や環境に配慮した住生活の工夫（家庭）

・高齢者の尊厳と介護についての理解（認知症含む）、生活支援に関する技能（家庭）

・オリンピックやパラリンピック等の国際大会は、国際親善や世界平和に大きな役割を果たしていること、共生社会の実現にも寄与していることなど、スポーツの意義や役割の理解（保健体育）、障害者理解・心のバリアフリーのための交流（総則、特別活動）

・我が国の領土等国土に関する指導の充実（地理歴史、公民）

高等学校学習指導要領　教育内容の主な改善事項④

その他の重要事項

〇情報教育（プログラミング教育を含む）

・情報科の科目を再編し、全ての生徒が履修する「情報Ⅰ」を新設することにより、プログラミング、ネットワーク（情報セキュリティを含む。）やデータベース（データ活用）の基礎等の内容を必修化（情報）

・データサイエンス等に関する内容を大幅に充実（情報）

・コンピュータ等を活用した学習活動の充実（各教科等）

〇部活動

・教育課程外の学校教育活動として教育課程との関連の留意、社会教育関係団体等との連携による持続可能な運営体制（総則）

〇子供たちの発達の支援

（キャリア教育、障害に応じた指導、日本語の能力等に応じた指導、不登校等）

・社会的・職業的自立に向けて必要な基盤となる資質・能力を身に付けていくことができるよう、特別活動を要としつつ各教科・科目等の特質に応じて、キャリア教育の充実を図ることを明記（総則）

・通級による指導における個別の指導計画等の全員作成、各教科等における学習上の困難に応じた指導の工夫（総則、各教科等）

・日本語の習得に困難のある生徒への配慮や不登校の生徒への教育課程について新たに規定（総則）

高等学校の各学科に共通する教科・科目等及び標準単位数①

〔 改　　訂 〕

教科	科　目	標準単位数	必履修科目
国語	現代の国語	2	○
	言語文化	2	○
	論理国語	4	
	文学国語	4	
	国語表現	4	
	古典探究	4	
地理歴史	地理総合	2	○
	地理探究	3	
	歴史総合	2	○
	日本史探究	3	
	世界史探究	3	
公民	公共	2	○
	倫理	2	
	政治・経済	2	
数学	数学Ⅰ	3	○2単位まで減可
	数学Ⅱ	4	
	数学Ⅲ	3	
	数学A	2	
	数学B	2	
	数学C	2	
理科	科学と人間生活	2	「科学と人間生活」を含む2科目又は基礎を付した科目を3科目
	物理基礎	2	
	物理	4	
	化学基礎	2	
	化学	4	
	生物基礎	2	
	生物	4	
	地学基礎	2	
	地学	4	

〔 現　　行 〕

教科	科　目	標準単位数	必履修科目
国語	国語総合	4	○2単位まで減可
	国語表現	3	
	現代文A	2	
	現代文B	4	
	古典A	2	
	古典B	4	
地理歴史	世界史A	2	○
	世界史B	4	
	日本史A	2	○
	日本史B	4	
	地理A	2	
	地理B	4	
公民	現代社会	2	「現代社会」又は「倫理」・「政治・経済」
	倫理	2	
	政治・経済	2	
数学	数学Ⅰ	3	○2単位まで減可
	数学Ⅱ	4	
	数学Ⅲ	5	
	数学A	2	
	数学B	2	
	数学活用	2	
理科	科学と人間生活	2	「科学と人間生活」を含む2科目又は基礎を付した科目を3科目
	物理基礎	2	
	物理	4	
	化学基礎	2	
	化学	4	
	生物基礎	2	
	生物	4	
	地学基礎	2	
	地学	4	
	理科課題研究	1	

高等学校の各学科に共通する教科・科目等及び標準単位数②

保健 体育	体育 保健	7～8 2	○ ○
芸術	音楽Ⅰ 音楽Ⅱ 音楽Ⅲ 美術Ⅰ 美術Ⅱ 美術Ⅲ 工芸Ⅰ 工芸Ⅱ 工芸Ⅲ 書道Ⅰ 書道Ⅱ 書道Ⅲ	2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2	○
外国語	英語コミュニケーションⅠ 英語コミュニケーションⅡ 英語コミュニケーションⅢ 論理・表現Ⅰ 論理・表現Ⅱ 論理・表現Ⅲ	3 4 4 2 2 2	○2単位まで減可
家庭	家庭基礎 家庭総合	2 4	○
情報	情報Ⅰ 情報Ⅱ	2 2	○
理数	理数探究基礎 理数探究	1 2～5	
総合的な探究の時間		3～6	○2単位まで減可

保健 体育	体育 保健	7～8 2	○ ○
芸術	音楽Ⅰ 音楽Ⅱ 音楽Ⅲ 美術Ⅰ 美術Ⅱ 美術Ⅲ 工芸Ⅰ 工芸Ⅱ 工芸Ⅲ 書道Ⅰ 書道Ⅱ 書道Ⅲ	2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2	○
外国語	コミュニケーション英語基礎 コミュニケーション英語Ⅰ コミュニケーション英語Ⅱ コミュニケーション英語Ⅲ 英語表現Ⅰ 英語表現Ⅱ 英語会話	2 3 4 4 2 4 2	○2単位まで減可
家庭	家庭基礎 家庭総合 生活デザイン	2 4 4	○
情報	社会と情報 情報の科学	2 2	○
総合的な学習の時間		3～6	○2単位まで減可

2.各教科等の指導におけるICTの効果的な活用について

各教科等の指導におけるICTの効果的な活用について【概要】

各教科等の指導におけるICT活用の基本的な考え方

新学習指導要領に基づき、資質・能力の三つの柱をバランスよく育成するため、子供や学校等の実態に応じ、各教科等の特質や学習過程を踏まえて、教材・教具や学習ツールの一つとしてICTを積極的に活用し、主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善につなげることが重要。

【留意点】
○資質・能力の育成により効果的な場合に、ICTを活用する。
○限られた学習時間を効率的に運用する観点からも、ICTを活用する。

<資質・能力の三つの柱>

各教科等における１人１台端末の活用例

国語

録画機能を活用して、スピーチをよりよいものとする
・タブレット型端末等を使って、スピーチの様子を録画し、観点に沿って振り返ることで課題を見付け、改善する

書く過程を記録し、よりよい文章作成に役立てる
・文章作成ソフトで文章を書き、コメント機能等を用いて助言し合う
・文章作成ソフトの校閲機能を用いて推敲し、データを共有する

社会、地理歴史、公民

国内外のデータを加工して可視化したり、地図情報に統合したりして、深く分析する
・各自で収集したデータや地図を重ね合わせ、情報を読み取る
・分析した情報を、プレゼンソフトでわかりやすく加工して発表する

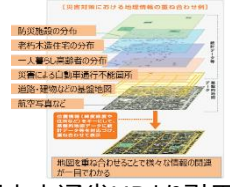

（国土交通省HPより引用）

算数、数学

関数や図形などの変化の様子を可視化して、繰り返し試行錯誤する
・画面上に表示した二次関数のグラフについて、式の値を変化させて動かしながら、二次関数の特徴を考察する
・正多角形の基本的な性質をもとに、プログラミングを通して正多角形の作図を行う

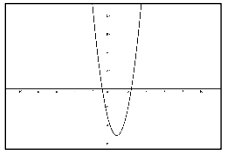

（二次関数の特徴を考察）

理科

観察、実験を行い、動画等を使ってより深く分析・考察する
・観察、実験を動画等で記録することで、現象を科学的に分析し、考察を深める
・観察、実験のレポートやプレゼンテーション資料などを、写真やグラフを挿入するなどして、一人一人が主体的に作成する
・シミュレーションを活用して、観測しにくい現象を可視化し、理解を深める

※一斉学習における学習課題等の大型提示装置を活用した効果的・効率的な提示・説明などのICTの活用も、引き続き重要である
※災害や感染症の発生等により学校の臨時休業等が行われる場合においても、ICTを活用した家庭学習により、児童生徒の学びの保障が可能になる

各教科等における１人１台端末の活用例

音楽、図画工作、美術、工芸、書道

表現の可能性を広げたり、鑑賞を深めたりする

・タブレットPCやソフトウェアを活用した、リズムづくりや動く工作、アニメーションの制作など、表現の可能性を一層広げる
・各自が曲の興味のあるところを繰り返し聴くなどして、よさや美しさを味わうことや、ネットワークなどを活用して作品などについて感じたことや考えたことなどを共有する

家庭、技術・家庭

アイデアを可視化したり、実習等を振り返ったりすることで、問題解決を充実する

・動画等で実習・調査等を振り返り、評価・改善する
・３ＤＣＡＤを活用して設計を最適化する

情報

実習で、コンピュータや情報通信ネットワークなどのICTを積極的に活用し、アウトプットの質と量を高める

・情報を統計的に処理して判断する
・活動や情報技術を活用して問題解決をする

生活科、総合的な学習（探究）の時間

振り返りや表現に活用し、活動への意欲を高める(生活科)

・対象の拡大提示や記録した情報の伝え合いから興味関心や意欲を高める
・取組を映像で客観的に振り返り、自ら実感しにくい活動のよさに気付く

情報の収集・整理・発信による探究の質的向上を図る(総合)

・実社会から多様な方法で集め、蓄えた情報から課題を設定する
・インターネット、電子メール、WEB通信アプリ等を活用した取材
・蓄積したデータから必要な情報を取捨選択し、ソフト等を用いて分析
・プレゼンテーション、サイトによる発信など、再構成した情報を幅広く伝える

体育、保健体育

記録をデータ管理し、運動への意欲をもち、新たな課題設定に役立てる

・データ管理したこれまでの自己の記録を比較することで、伸びを実感したり新たな課題を設定したりする
・ゲームの様子を撮影した動画を見返し、次のゲームに向けての作戦を考える

外国語

海外とつながる「本物のコミュニケーション」により、発信力を高める

・一人一人が海外の子供とつながり、英語で交流・議論を行う
・ライティングの自動添削機能やスピーキングの音声認識機能を使い、アウトプットの質と量を大幅に高める

特別の教科　道徳

道徳性を養うための学習活動における効果的な活用

・子供が自分の考えを端末に入力し、共有して他者の考えを知りながら、それぞれの考えの根拠に基づき議論することで、多面的・多角的に考える
・子供が議論を通して道徳的価値の理解を深めた後、自己を見つめて考えを端末に入力し、教師がそれを把握、整理して、全体に共有する

特別活動

集団や自己の生活上の課題を解決する（学級活動・ホームルーム活動）

・ 生活場面を撮影するなど、必要な情報を収集し、学校生活や社会の問題を見いだす
・ 個人の意見を表明し意見を分類・整理する
・ 解決方法を集団として合意形成、個人として意思決定する
・ 実践を撮影して共有し、振り返りを次の課題解決につなぐ

特別支援

教科指導の効果を高めたり、情報活用能力の育成を図ったりするためにICTを活用
障害による学習上又は生活上の困難さを改善・克服するためにICTを活用

3.新型コロナウイルス感染症対策に伴う児童生徒の学びの保障について

新型コロナウイルス感染症対策に伴う児童生徒の「学びの保障」総合対策パッケージ（令和２年６月５日）

あらゆる手段で、子供たち誰一人取り残すことなく、最大限に学びを保障

感染症対策を徹底しながら、まずはしっかりと学校での学習を充実

最終学年（小６・中３・高３）は優先的な分散登校等も活用し、学習を取り戻す

他の学年は、２～３年間を見通した教育課程編成も検討し、着実に学習保障

◆授業を協働学習など学校でしかできない学習活動に重点化し、限られた授業時数の中で効果的に指導

個人でも実施可能な学習活動等は授業以外の場で実施。

※ 教科書発行者の協力により、学習活動の重点化等に関する参考資料を「子供の学び応援サイト」に掲載

「子供の学び応援サイト」を通じた動画・教材の提供
（リンク数400以上、延閲覧回数500万PV以上）

NHKの取組なども掲載

◆最終学年以外については、指導事項の一部を次年度以降に移す特例的対応を可能に

◆人的・物的体制の緊急整備（令和２年度第２次補正予算に計上）

教員加配（3,100人）、学習指導員（61,200人）、スクール・サポート・スタッフ（20,600人）の追加配置。

※ 退職教員や大学生等に協力いただくための学校・子供応援サポーター人材バンク開設

感染症対策や学習保障のために迅速かつ柔軟に活用できる経費を１校あたり100～500万円支援。

※ 感染状況や学校規模等に応じて配分

◆ICT活用によるオンライン学習の確立

端末、モバイルルータ等を特に家庭でICT環境を整備できない子供向けに優先配置。

秋以降、第二波に備えて優先すべき地域の学校でオンライン学習が可能に。

※ 全国での学校現場サポート体制等を通じて、教職員向け研修やオンライントレーニングを提供

※ 今後、学習履歴の活用などを含めた、個別最適化された学びの実現についても検討していく

効果的な学習保障のための学習指導の考え方の明確化

新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、年度当初に編成した教育課程を見直すことが必要な場合の基本的な考え方

新学習指導要領の趣旨を踏まえて、教育課程を編成

○以下の点に留意
- 「何ができるようになるか」（育成を目指す資質・能力）を意識した上で、「何を学ぶか」（指導すべき内容）を明確化し、「どのように学ぶか」（指導方法）を柔軟に見直し
- 知・徳・体にわたる「生きる力」を子供たちに育むため、資質・能力の三つの柱をバランスよく育成するとともに、「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた指導方法の工夫・改善を図る
- 地域や家庭の協力も得て学習効果を最大化できるよう、カリキュラム・マネジメントを行う

◆登校日の設定、分散登校の実施、時間割編成の工夫、長期休業期間の見直し、土曜日の活用、学校行事の重点化や準備時間の縮減等により、学校における指導を充実

◆上記の取組を行ってもなお、年度当初に予定していた内容の指導を本年度中に終えることが困難な場合の特例的な対応

①次年度以降を見通した教育課程編成
②学校の授業における学習活動の重点化

◆各設置者において各学校の教育活動への支援を行うとともに、各都道府県教委等においては域内の設置者への支援

※私立学校に対しては、都道府県所管課において学校教育の専門的事項の助言・援助等を活用し、教育委員会と連携して各設置者の取組を支援（地方教育行政の組織及び運営に関する法律第27条の５）。

《参考通知》新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた学校教育活動等の実施における「学びの保障」の方向性等について（通知）（令和２年５月15日初等中等教育局長通知） https://www.mext.go.jp/content/20200515-mxt_kouhou01-000004520_5.pdf

新型コロナウイルス感染症対策のための臨時休業等に伴い学校に登校できない児童生徒の学習指導について

新型コロナウイルス感染症対策のためやむを得ず登校できない児童生徒※に対する学習指導

※臨時休業中又は学校再開後においてやむを得ず登校できない児童生徒

学校は指導計画を踏まえながら適切な家庭学習を課し、教師の学習指導や状況把握と組み合わせて可能な限り学習を支援

指導計画を踏まえて学校が課す家庭学習

・教科書　・学校が作ったプリント　・テレビ放送
・ICT教材や動画　・テレビ会議システム
などを組み合わせて活用

子供の学び応援サイト ～学習支援コンテンツポータルサイト～

文部科学省において開設
家庭学習で活用できる教材や動画をまとめて掲載

＋

教師による学習指導や状況把握

・電話の活用　・電子メールやFAXの活用
・パソコンやタブレット端末等による学習履歴の確認
・テレビ会議システム等を活用したオンラインでの確認
・家庭訪問　・登校日の設定　など
※地域の感染状況等を踏まえ適切に判断

児童生徒が登校できるようになった後における学習指導

学校において、学習の遅れを補うため可能な限りの措置を講じるとともに、休業中の学校が課した家庭学習を適切に評価

学校において可能な限りの措置を講じる

・補充のための授業　・教育課程に位置付けない補習
・家庭学習を適切に課す　など

※その際、例えば以下の方法が考えられる。
・時間割編成の工夫　・学校行事の精選
・長期休業期間の短縮　・土曜日に授業を行う
※なお、標準授業時数を踏まえて編成した教育課程の授業時数を下回った場合でも、そのことのみをもって学校教育法施行規則に反するものとはされない。

教員加配や学習指導員、スクールカウンセラー等について退職教員等の協力も得つつ追加配置

＋

休業中の学校が課した家庭学習を適切に評価

・やむを得ず登校できなかった日数は「欠席」とはならない
・学校が課した家庭学習の状況や成果を学習評価に反映

※休業が長期化し、教育課程の実施に支障が生じる事態に備えた特例的な措置
一定の要件の下で学校が課した家庭学習の学習状況及び成果を確認した結果、十分な学習内容の定着が見られ、再度指導する必要がないものと学校長が判断した場合には、授業で再度取り扱わないことができる。（授業で扱わない場合でも、学習内容の定着が不十分な児童生徒がいる場合には、別途個別の補習、追加の家庭学習を適切に課すなどの措置を講じる。）

・補習やきめ細かな指導、感染防止のための少人数指導等によるサポート
・臨時休業等が児童生徒の不利益とならない取扱いの実施

国全体の学習保障に必要な人的・物的支援

新型コロナウイルス感染症対策に伴う児童生徒の学習保障に向けたカリキュラム・マネジメントアドバイザー

任務

◆　各都道府県教育委員会、市町村教育委員会等からの新型コロナウイルス感染症対策に伴う児童生徒の学習保障に向けた**教育課程運営上の相談に対する指導・助言**

◆　国が実施する「これからの時代に求められる資質・能力を育むためのカリキュラム・マネジメントの在り方に関する調査研究」の委託を受けた教育委員会をはじめ、各都道府県教育委員会や指定都市教育委員会等、全国各地域における**新型コロナウイルス感染症対策の側面からのカリキュラム・マネジメントに関わる事例の収集・整理**

赤沢　早人　（奈良教育大学教授）
天笠　　茂　（千葉大学特任教授）
石塚　　等　（横浜国立大学教育学部教授）
倉見　昇一　（兵庫教育大学教授、文部科学省初等中等教育局視学委員）
田村　知子　（大阪教育大学教授）
田村　　学　（國學院大學教授、文部科学省初等中等教育局視学委員）
宮崎　活志　（武蔵野大学客員教授、文部科学省初等中等教育局視学委員）
村川　雅弘　（甲南女子大学教授）
吉冨　芳正　（明星大学教育学部教授）

受付フォーム

《参考通知》新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた学校教育活動等の実施における「学びの保障」の方向性等について（通知）　（令和２年５月15日初等中等教育局長通知）　https://www.mext.go.jp/content/20200515-mxt_kouhou01-000004520_5.pdf

国全体の学習保障に必要な人的・物的支援

児童生徒の学習保障に向けたカリキュラム・マネジメントの取組事例

○新型コロナウイルス感染症対策に伴う児童生徒の学習保障に向けたカリキュラム・マネジメントの取組事例の収集と公表

「新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた学校教育活動等の実施における『学びの保障』の方向性等について」（令和2年5月15日文部科学省初等中等教育局長通知）に基づく実際の取組事例について、主にカリキュラム・マネジメントアドバイザーが教育委員会や学校から収集した情報をまとめた事例集（第一弾、第二弾、第三弾）を公表。

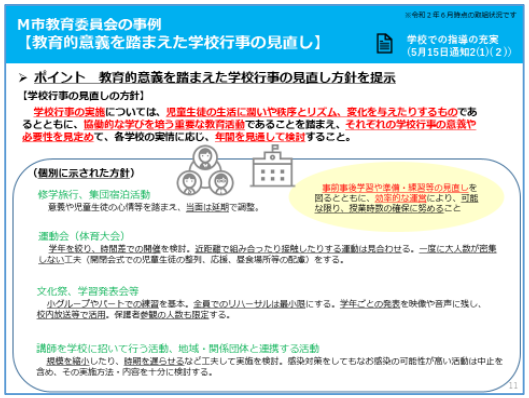

【第１弾：令和２年６月３０日】

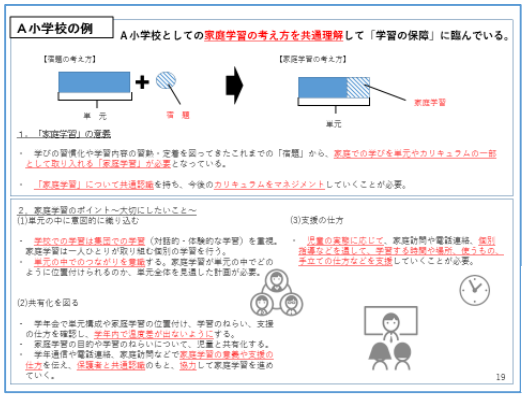

【第２弾：令和２年７月３１日】

【第３弾：令和２年１０月３０日】

各学校の取組事例

○教育活動を進める際の学校の方針の共有
○教育課程の編成と学級活動の重点化
○教育課程の再編成や学習の重点化の工夫
○感染予防に配慮した学習活動の充実
○感染予防に配慮した協働的な学習の工夫
○ＩＣＴを活用した学習保障に向けた取組
○授業外での学習支援の工夫

各教育委員会の取組事例

○教育課程の方針の検討や保護者への周知支援
○各学校のカリキュラム・マネジメントを支援
○教師に分かりやすい形でのリーフレットの作成・提示
○「学びの保障」を意識した時間割編成の工夫
○教育的意義を踏まえた学校行事の見直し
○学校再開支援経費の具体的な使途について
○校務支援員・学習指導員の配置・運用の工夫

「子供の学び応援サイト」を開設し、自宅等で活用できる教材や動画を配信

●臨時休業期間中の児童生徒の学習の支援方策の一つとして、公的機関等が作成した、自宅等で活用できる無償の教材や動画等のリンクを紹介したサイトを、令和２年３月２日に文部科学省ウェブサイト内に開設。
●令和２年１０月３１日現在、リンク数４００以上、延閲覧回数５３６万PV以上
●官邸ホームページや文部科学省ホームページ、Facebook、twitter、LINE及び都道府県教育委員会等から周知

➢NHK for School、各教育委員会、大学、教科書発行者、NPO法人等の作成する教材や授業動画等のコンテンツを随時充実

➢各教科等の領域・単元ごとに参考となる動画、教材例を整理した一覧表を掲載、随時充実

▽「子供の学び応援サイト」トップページQRコード

（掲載コンテンツ例）

＜NHK for School＞

＜京都教育大学オフィシャルYoutube＞

＜さいたま市教育委員会家庭学習支援動画＞

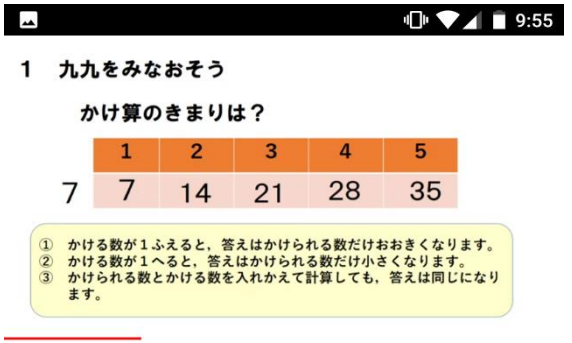

＜長野県教育委員会家庭学習支援動画＞